

「放射性物質汚染対処特措法施行規則改正案について」のご意見に対する考え方

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	「1. 改正の経緯」にある「警戒区域等内の空間線量の低い地域」とは、どのような地域を指しているのか。	警戒区域等の区域うち、特に、避難指示解除準備区域に設定される見込みとなっている区域が想定されます。
2	「1. 改正の経緯」に「警戒区域等の解除前でも事業活動が再開され」とあるのは、具体的にどのような事業活動を指すのか。	避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。
3	「1. 改正の経緯」に「再開された事業活動に伴い生ずる廃棄物」とあるが、原発事故に伴う放射性物質で汚染された事業場内の土壌や側溝汚泥等の除染を起源とする廃棄物についてまで、事業系一般廃棄物または産業廃棄物として事業者自ら処理を行う責任を課すのではなく、事業活動で使用する原材料等を起源とする廃棄物に限定することを明確にすべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○警戒区域・計画的避難区域は、国が除染を行うこととなっているため、除染に伴い生じた廃棄物は、今回の施行規則改正にかかわらず、国が対策地域内廃棄物として処理を行います。</p> <p>○また、国が行う除染に伴い生じた廃棄物以外の廃棄物であっても、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
4	「2. 改正の内容」に「国又は地方公共団体が施行する災害復旧事業（道路復旧事業等）については、特に迅速に進める必要があることから、当該災害復旧事業に伴い生じた廃棄物は、国が対策地域内廃棄物として処理を行う。」とあるが、事業者が行う災害復旧事業に伴い生ずる廃棄物も対策地域内廃棄物とすべき。	国、地方公共団体以外の者が施行する事業に伴い生じた廃棄物を対策地域内廃棄物として国が処理することとなれば、汚染廃棄物対策地域内外の事業者の間に競争上の不公平が生ずることとなるため、国又は地方公共団体が施行するものに限って、災害復旧事業に伴い生じた廃棄物を対策地域内廃棄物とすることとしています。
5	「2. 改正の内容」に「国又は地方公共団体が施行する災害復旧事業（道路復旧事業等）については、特に迅速に進める必要があることから、当該災害復旧事業に伴い生じた廃棄物は、国が対策地域内廃棄物として処理を行う。」とあるが、「災害復旧事業」のみではなく、維持管理事業や復旧・復興に関する事業も含めたものとすべき。	御意見にある「維持管理事業や復旧・復興に関する事業」が、災害復旧事業を行うにあたって必要不可欠な事業である等の観点から、災害復旧事業と一体であると考えられるものである場合には、「国又は地方公共団体が施行する災害復旧事業」に含まれると考えます。
6	関係者への周知を十分に行うとともに、改正施行規則の施行までには十分な期間を設けるべき。	関係者への周知には十分留意してまいります。

7	国際的な放射性物質に関する考え方にも反するので、放射性物質により汚染された廃棄物は、拡散させるべきではない。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物(製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等)が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・業者のいずれにとっても安全に処理することができるものであることから、今回の施行規則の改正が、国際的な考え方に反するものではないと考えます。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
8	放射性物質により汚染された廃棄物が拡散されると、健康被害が生じるため、そのような廃棄物は移動させるべきではない。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物(製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等)が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
9	放射性物質により汚染された廃棄物を拡散させることは、放射性物質汚染対処特措法が事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的としていることに反するのではないか。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物(製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等)が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
10	警戒区域・計画的避難区域から排出される廃棄物は放射性物質により汚染されているため、国が厳重に管理すべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物(製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等)が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>

11	警戒区域・計画的避難区域における事業活動から生じた廃棄物の処理・処分はどこで行われるのか。県外で処分される可能性はあるのか。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
12	警戒区域・計画的避難区域で生じた廃棄物は、現地で再生利用すべきである。	<p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p> <p>○なお、今回の施行規則改正は、警戒区域等内で事業活動に伴い生じた廃棄物を事業者が自ら事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として処理するというを規定するものであり、施行規則改正によって、当該廃棄物を現地で再生利用できなくなるということはありません。</p>
13	福島県の雇用創出のため、警戒区域・計画的避難区域で生じた廃棄物は現地で処理すべきである。	<p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p> <p>○なお、今回の施行規則改正は、警戒区域等内で事業活動に伴い生じた廃棄物を事業者が自ら事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として処理するというを規定するものであり、施行規則改正により、警戒区域等内で事業活動に伴い生じた廃棄物が必ずしも現地以外の場所で処分することになるわけではありません。</p>
14	この施行規則改正により対策地域内廃棄物から除外される廃棄物の処理については、どのように処理の安全性を担保するのか。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
15	警戒区域・計画的避難区域から排出される廃棄物については、放射能濃度に応じた処理をすべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>

16	安全とされる基準を逸脱した廃棄物を持ち出した業者に対する罰則を整備すべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法の規定により、国、国の委託を受けた者、その他環境省令で定める者以外の者が業として処理を行うことは禁止されており、この規定に違反した場合は、罰則が科せられます。</p>
17	今回の施行規則改正を行う前に、当該地域から排出される事業系廃棄物ほどの程度の放射能濃度なのか、国は調査をすべきである。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
18	福島県以外であっても、関東地方等の焼却施設等から排出される焼却灰等、一定の地域の一定の施設から排出される廃棄物は特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となり、放射性物質汚染対処特措法に基づく上乗せ処理基準が適用されるのに対し、警戒区域内等から排出される事業系廃棄物に同法に基づく上乗せ処理基準が適用されないのは不公平ではないか。	<p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○一方、放射性物質汚染対処特措法において、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は、焼却灰や汚泥のように排出量が特に多く、一定程度に放射能濃度が高くなる可能性があるものが規定されています。</p> <p>○このことから、今回の施行規則改正の対象となる廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とする必要はないものと考えます。</p>
19	放射性物質により汚染された廃棄物はトレーサビリティが確保された状況下で処理・処分されるべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
20	警戒区域・計画的避難区域における事業活動から生じた廃棄物が産業廃棄物として扱われると、不法投棄や不適正処分されるおそれがあるため、国が処分すべきである。	産業廃棄物処理業者による不法投棄や不適正処理については、廃棄物処理法に基づき、厳格な指導監督を行うこととなります。
21	警戒区域・計画的避難区域内で事業活動を行うには様々な困難があるため、当該事業活動に伴い生ずる廃棄物の処理・処分を国が行ったとしても、当該区域外の事業者との間に不公平は生じない。	警戒区域・計画的避難区域内の事業者は、廃棄物処理費用が生じないのに対し、当該区域外の事業者は自ら廃棄物を処理しなければならないとすると、競争関係にある事業者間で不公平が生ずることとなります。ご意見にある「計画区域内で事業活動を行う」にあたっての「様々な困難」については、東京電力に対する賠償請求において対処されるものと考えます。

22	産業廃棄物処理業者は、放射能に関する知見がないため、周辺環境や作業者の健康への影響のという点で、安全に処理・処分できるか疑問。国や東京電力が専門知識を持って処理等に当たるべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○なお、仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p>
23	放射性物質により汚染された廃棄物は、原発事故の責任を負っている者、すなわち国や東京電力が責任を持って処理・処分すべき。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p> <p>○なお、廃棄物の処理にあたって、放射性物質に汚染されていることへの対応として追加的な措置が必要になった場合は、福島第一原子力発電所における事故と相当因果関係が認められる範囲について、東京電力への損害賠償の対象に含まれるものと考えます。</p>
24	警戒区域・計画的避難区域の廃棄物も含めて、1ベクレルでも放射性物質が含まれているものについては、国や東京電力が引き取り、処理すれば、事業者間の不公平は生じないのではないか。	<p>○避難指示解除前の警戒区域・計画的避難区域では、事業所付近が一定の空間線量以下であること等を条件として、市町村等が基準に適合していると認める場合に事業活動を再開することができるとされています。</p> <p>○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、上記のような手続を経て、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物（製造工場で生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等）が主に想定されます。</p> <p>○このような廃棄物は、特別な処理方法をとることなく、住民・作業者のいずれにとっても安全に処理することができるものです。</p> <p>○仮に、事故由来放射性物質の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物がある場合には、指定廃棄物として国が処理を行います。</p> <p>○なお、廃棄物の処理にあたって、放射性物質に汚染されていることへの対応として追加的な措置が必要になった場合は、福島第一原子力発電所における事故と相当因果関係が認められる範囲について、東京電力への損害賠償の対象に含まれるものと考えます。</p>
25	パブリックコメントの意見提出期間をもっと長くすべき。	警戒区域等の避難指示見直しは、平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定において、地元関係者との調整が完了した自治体から順次見直しを行うとされるなど、その詳細な方針が直近になって具体化しているところです。警戒区域等解除前に事業活動を再開する事業者について廃棄物処理費に係る事業者間の不公平が生ずるという状況は速やかに是正する必要があることから、避難指示見直しの動きにあわせて早急に対応するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、必要最小限の期間で意見募集を行ったものです。
26	パブリックコメントは、ホームページだけでなく、新聞やテレビ等も活用し、積極的に広報することにより、より広く意見を求めるべきである。	パブリックコメントの開始にあたっては、報道発表等の手続を通常どおり行っておりますが、パブリックコメントの周知に関しては、今後の業務の参考とさせていただきます。
27	パブリックコメントでは、改正案の条文も提示して説明すべきではないか。	施行規則の改正の条文は、パブリックコメントでお示した「放射性物質汚染対処特措法施行規則改正案について」の改正内容と同じ内容になります。

28	警戒区域・計画的避難区域の災害廃棄物(がれき)は放射性物質により汚染されているので、広域処理すべきでない。	
29	津波により生じた災害廃棄物(がれき)はPOPsやアスベスト等の有害物質、目に見えない化学物質が含まれているため、危険である。広域処理すべきでない。	○今回の施行規則改正により、事業者が事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として自ら処理を行うこととなる廃棄物は、十分に線量の低い区域で行われる事業活動に伴い生ずる廃棄物(製造工場が生ずる原材料の切削くずや事業所で生ずる紙くず等)が主に想定されます。 ○災害廃棄物や除染廃棄物は今回の施行規則改正の対象外ですので、施行規則が改正された後も、対策地域内廃棄物として国が処理を行います。
30	除染廃棄物の広域処理に反対である。	
31	放射性物質により汚染された廃棄物の処理にあたっては、原発事故以前からの基準である、クリアランスレベルを守るべきである。事故後に定められた8,000ベクレル/kgという基準には根拠がない。	御意見については本パブリックコメントの対象ではありませんが、「廃棄物を安全に再利用できる基準」である「クリアランスレベル」と、「廃棄物を安全に処理するための基準」である8,000ベクレル/kgの考え方については、 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/attach/waste_100-8000.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/attach/waste_100-8000.pdf</a> を御参照ください。
32	警戒区域・計画的避難区域における事業活動から生じた廃棄物の処理を行う作業従事者については、健康診断を実施すべきである。	御意見については本パブリックコメントの対象ではありませんが、作業従事者の放射線障害防止については、厚生労働省が規則等を定めて対応しているものと認識しています。
33	原発事故は未だ収束しておらず、警戒区域・計画的避難区域は引き続き危険な状態であるから、警戒区域・計画的避難区域の見直しや解除をすべきでない。	御意見については、本パブリックコメントの対象ではありませんが、警戒区域・計画的避難区域の見直しや解除については、原子力災害対策本部において、必要な検討を行っているものと認識しております。